議会運営委員会会議録

平成22年9月30日(木)

(開 会) 9:30

(閉 会) 9:48

委員長

只今から、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例 等について」、以上3件を一括議題といたします。

人事議案について執行部に説明を求めます。

市長

議案第96号の人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、ご説明いたします。平成22年12月31日付けをもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、 飯塚市立岩1059番地4 稗田 佳子 氏、を人権擁護委員の候補者として推薦したいと存 じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。次に、人事議案の取り扱いについて、事務局に説明させます。

議会事務局次長

只今市長から説明がありました、議案第96号につきましては、各委員長報告・質疑・討論・ 採決のあとに上程し、人事議案でございますので、委員会付託は省略し、本会議において採決 を行い、採決の方法は起立採決としていただいてはと考えております。

ご審議方よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。人事議案の取り扱」については、事務局説明 のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、人事議案の取り扱いについては、そのように決定いたしま した。

次に、議員提出議案の取り扱いについて、先ず、「議員提出議案第14号 「議会の長期空白期間を生じさせないための飯塚市議会議員一般選挙執行日の設定」に関する決議」の取り扱いについて事務局に説明させます。

議会事務局次長

お手元に配布いたしておりますとおり、道祖議員から、「議員提出議案第14号 「議会の長期空白期間を生じさせないための飯塚市議会議員一般選挙執行日の設定」に関する決議」が、提出されております。この議案の取り扱いに関しましては、議案の提案理由説明を受け、その後委員会付託を省略することを諮った後に、質疑・討論・採決を行っていただいてはと考えております。

委員長

事務局の説明が終わりましたので、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。道祖 議員、提出者席にご移動いただき、説明をお願いします。

道祖議員

提出議案は、選挙管理委員会の新聞発表にありましたままに選挙が実行するような形になりますと、総務省が臨時特例法を出すと、44日間の空白が生じるということであります。今飯塚市は、ご承知のように行政、議会、市民一体となって合併後の新しいまちづくりに励んでおるところでございます。その大事な時期に、44日間もの空白が生じることは、まちづくりに大きな支障を来すのではないかというふうに考えておりますので、本案件を提出させていただいた次第でございます。どうぞご理解を賜りまして、御審議をよろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし,)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「議員提出議案第14号 「議会の長期空白期間を生じさせないための飯塚市議会議員一般選挙執行日の設定」に関する決議」の取り扱いにつきましては、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。道祖 議員、退席されて結構 です。

次に、「議員提出議案第15号 「明星寺地区の自然環境破壊及び地域住民の安全・安心な生活を脅かす事業の実施に反対する決議」の取り扱いについて事務局に説明させます。

議会事務局次長

お手元に配布いたしておりますとおり、市民文教委員会から、「議員提出議案第15号 明星 寺地区の自然環境破壊及び地域住民の安全・安心な生活を脅かす事業の実施に反対する決議」 が、提出されております。この議案の取り扱いに関しましては、議員提出議案第14号に引き 続き上程し、議案の提案理由説明を受け、その後委員会付託を省略することを諮った後に、質 疑・討論・採決を行っていただいてはと考えておりますので、ご審議方よろしくお願いいたし ます。

委員長

事務局の説明が終わりましたので、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。梶原 委員、提出者席にご移動いただき、説明をお願いします。

梶原議員

本決議案は、明星寺地内における産業廃棄物処理施設の設置等について、先の代表者会議におきまして所管委員会としての意向を確認したい旨の申し出がありました。委員会においては、この問題について審議を重ね、9月27日の市民文教委員会で協議した結果、飯塚市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき議長に提出することが決定いたしましたので、本決議案を提出いたします、皆様のご賛同をお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「議員提出議案第15号 「明星寺地区の自然環境破壊及び地域住民の安全・安心な生活を脅かす事業の実施に反対する決議」の取り扱いにつきましては、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。梶原 委員、委員席にお戻 りください。

次に、意見書案6件に対する各会派の賛否について事務局から報告させます。

議会事務局次長

お配りしております意見書案の賛否一覧表をご覧いただきたいと思います。一覧表に記載の (1)の「完全な地上デジタル化放送の実施に向けて円滑な移行策を求める意見書の提出」(2)の「21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書の提出」及び(3)の「子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書の提出」以上3件につきましては、全会派が賛成でございました。次に、(4)の「郵政民営化のさらなる推進を求める意見書の提出」につきましては、飯塚クラブA、飯塚クラブB、飯塚クラブC、飯塚クラブDが賛成で、日本共産党、伯楽会、新政会、民主党、市民クラブが反対でございました。次に、(5)の「くらしを支える行政サービスの拡充を求める意見書の提出」につきましては、飯塚クラブA、飯塚クラブB、飯塚クラブC、飯塚クラブD、伯楽会が賛成で、公明党、民主党が反対で、市民クラブが会派内で調整がつかないということでございました。次に、(6)の「産業廃棄物中間処理施設の無許可設置及び処分業に関する意見書の提出」につきましては、伯楽会、新政会、市民クラブが賛成で、公明党、飯塚クラブA、飯塚クラブB、飯塚クラブC、飯塚クラブDが反対で、民主党が会派内で調整がつかないということでございました。

委員長

意見書案6件に対する各会派の賛否は、ただいま報告があったとおりでございますので、議員提出議案の取り扱いについておはかりいたします。

「完全な地上デジタル化放送の実施に向けて円滑な移行策を求める意見書の提出の提出」については、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、環境大臣とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。 次に、「21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書の提出」については、議 会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣とすることにご異 議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。 次に、「子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書の提出」については、議会運営委員 長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、内閣総理大 臣、厚生労働大臣とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。 次に、「郵政民営化のさらなる推進を求める意見書の提出」については、八児委員が提出者と なり、安藤委員、濱本委員、上野議員、芳野委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、金融担当大臣とすることにご異議ありま せんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。 次に、「くらしを支える行政サービスの拡充を求める意見書の提出」は、請願の採択による意 見書であるため、請願の紹介議員が提出者となり、先に開催された総務委員会で請願の採択に 賛成された委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総 理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産 大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、行政刷新大臣とすることに ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。 次に、「産業廃棄物中間処理施設の無許可設置及び処分業に関する意見書の提出」については、 川上委員が提出者となり、梶原委員、瀬戸委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、福 岡県知事とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、9月29日付で道祖議員から議長宛てに議員提出議案として「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律等の制定に反対する意見書の提出」が提出されております。本案につきましては、5名の賛成議員がおられますので飯塚市議会会議規則第14条第1項の規定を満たしておることを、ご報告いたします。

次に、本案の取り扱いについて、事務局に説明させます。

議会事務局次長

お手元に配布いたしております「議員提出議案第22号 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律等の制定に反対する意見書の提出」の取り扱いにつきましては、先ほどご審議いただきました意見書の提出を求める議員提出議案6件に引き続き上程し、議案の提案理由説明を受け、その後委員会付託を省略することを諮った後に、質疑・討論・採決を行っていただいてはと考えておりますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

委員長

事務局の説明が終わりましたので、提出者から補足説明があれば、お願いいたします。道祖 議員、提出者席にご移動いただき、説明をお願いします。

道祖議員

本議案は、先ほどお願い申し上げました議員提出議案第14号に関連する案件でございます。この案件は、国に対して、ご承知のように先の新聞報道では、飯塚市の選挙管理委員会は臨時特例法が出れば、これに従って地方統一選挙にあわせて選挙をする旨の発表があっております。したがいまして、国がこの臨時特例法を出さなければ、公職選挙法にのっとって粛々と飯塚市議会議員の選挙が実行されるわけでありますので、国に対してこの臨時特例法を出さないように意見を提出するものであります。なお、ご承知のように地方自治法は第1条に地方自治法の目的が定められておりまして、また第1条の2項においては地方公共団体の役割と国の配慮が定められております。地方分権一括法が平成12年より施行され、そして民主党政権になりまして地域主権、それをうたっております。そのことから考えますと、臨時特例法が今の政権が進めている内容と本当に合致するものであるか、疑義を持つものであります。したがいまして、国に対して地方自治を速やかに住民の手で行うために、この意見書を提出する次第でございますのでよろしくご審議の方ご賛同をよろしくお願い申し上げまして補足説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律等の制定に反対する意見書の提出」の取り扱いにつきましては、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案については、そのように決定いたしました。道祖議員、 退席されて結構です。 おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、 委員会に関する条例等について」、以上3件については継続審査とすることに、ご異議ありませ んか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。 これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。